

申込時に必要な書類 (◎: 原本、○: 写し)

資料名	事業資金 緊急経営安定対策			開業資金	備考		
	市へ提出するもの		保証協会へ 提出するもの				
	個人	法人					
1 融資申込書	◎	◎	○	◎	開業資金融資はその他融資と用紙が異なります。		
2 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	-	○	○	-	法務局で取得できます。		
3 住民票抄本	○	-	○	○	市役所で取得できます。		
4 市町村民税納税証明書	○	○	○	○			
5 市町村民税所得課税証明書	○	-	○	○			
6 印鑑証明書 (申込人及び保証人 各1部)	○ 申込人のみ	○	○				
7 信用保証委託申込書(表) 保証人等明細(裏)	○ 表のみ	○	◎				
8 申込人(企業)概要	○	○	◎				
9 信用保証依頼書 (金融機関にて作成)	○	○	◎				
10 報告書 (融資要件に該当する報告書を提出) ア_売上高状況報告書 イ_利益率状況報告書	◎ 緊急のみ	◎ 緊急のみ	○ 緊急のみ				
11 上記10の確認できる資料 (売上高状況表など)	◎ 緊急のみ	◎ 緊急のみ	○ 緊急のみ				
12 委任状	◎	◎	-	◎			
13 個人情報の取扱いに関する同意書(個人事業者・保証人)		◎					
14 保証委託契約書		◎					
15 確定申告書(個人) 決算書(法人)(明細等含む) の写し2期分		○					
16 契約書・見積書等の写し (設備資金の場合)	○	○					
17 許認可証の写し (許認可業種の場合)	○	○					
18 開業計画書	-	○					
19 勤務先事業主の勤続証明書	-	○					

開業資金融資については、お申込みの前に高松市産業振興課(本庁舎7F)へご相談ください。

【高松市産業振興課: ☎087-839-2411】

その他、上記以外にも必要によって保証協会に提出していただく書類があります。

詳しくは保証協会にお問い合わせください。

【香川県信用保証協会: ☎087-851-0062】

令和7年度 4月改訂版

高松市で事業を営む中小企業のみなさんへ

融資制度のご案内

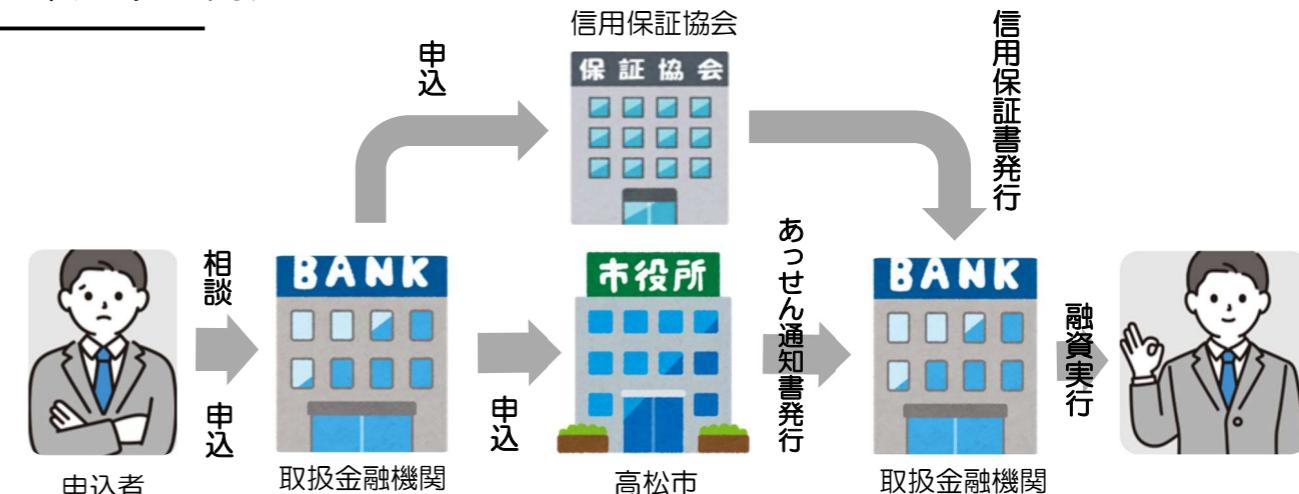
融資制度の特徴

この融資制度は、本市が定める条件に従い、香川県信用保証協会の信用保証を付けて融資を行うもので、専用の融資利率が適用されるほか、融資に係る利子と保証料の補給を受けることができます。

	利子補給	保証料補給
事業資金	×	○
緊急経営安定対策特別融資	○	○

※詳しくは中面をご覧ください。

申込みの流れ



お問合せ

高松市創造都市推進局産業経済部
産業振興課 ☎087-839-2411

ホームページ もっと高松 ⇒ 事業者の方へ ⇒ 各種支援・助成 ⇒ 融資制度

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/yushi/index.html

市制度融資に係る様式のダウンロードや、融資、商業振興などに関する情報を掲載していますのでご覧ください。

高松市中小企業融資制度一覧表

融資の種類	内 容	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率	保証料率	保証人・担保等	取扱金融機関
中小企業融資	<p>〔融資対象者〕</p> <p>① 申請時、継続して6か月以上、市内に住所（法人である場合は、本店）及び事業所を有し、かつ、同一事業（保証協会の保証対象業種に限る。）を営む者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ③ 現在、高松市中小企業融資制度の連帯保証人になっていない者 ④ 小規模事業者（※1） ⑤ 現在、高松市中小企業融資制度の融資を受けていない者</p> <p>※1 常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人、中小企業信用保険法施行令に規定する政令特例業種については政令で定める数）以下の会社及び個人</p>	運転資金 設備資金	700万円 以内	6年以内	R7年5月末迄 年1.8% （※3） R7年6月1日～ 年2.1%	年1.55% 以内 (セーフティネット保証適用の場合 年0.6%)	連帯保証人は原則不要 (ただし、保証協会が必要とする場合あり) ※法人の場合は代表者	香川銀行 香川県信用組合 高松信用金庫 百十四銀行 阿波銀行 伊予銀行 四国銀行 中国銀行
	<p>〔融資対象者〕</p> <p>上記の事業資金融資の①～④の対象者で、かつ次の融資要件のいずれかに該当する者</p> <p>〔融資要件〕</p> <p>ア 直近3か月間又は6か月間の売上高が、直近3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少していること。 イ 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、直近3か月間又は6か月間、若しくは、直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べ5ポイント以上減少していること。</p> <p>※2 現在、事業資金融資を受けている者にあっては、700万円から事業資金融資の借入額を差し引いた額を限度額とする。</p>	運転資金	500万円 以内 (※2)	※据置期間 (6か月以内) を含む。	R7年5月末迄 年1.8% （※3） R7年6月1日～ 年2.1%	【保証料補給】 融資金額500万円 分を限度額とし、 全額を補給。 （※4）	原則として信用保証徵求	
	<p>〔融資対象者〕</p> <p>① 申請時、継続して1年以上市内に住所を有する年齢25歳以上の者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ③ 市内において自ら中小企業者として独立開業するための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者 ④ 同一事業に5年以上勤務し市内にその事業（保証協会の保証対象業種に限る。）と同一の事業を新たに開業しようとする者 ⑤ 現在、高松市中小企業融資制度の連帯保証人になっていない者</p>	運転資金 設備資金	500万円 以内	5年以内 ※据置期間 (6か月以内) を含む。	R7年5月末迄 年1.8% （※3） R7年6月1日～ 年2.1%	不要	連帯保証人2名以上必要 ※原則としてうち1名は元の雇用主 ※法人は代表者を含め3名 必要に応じ担保徵求	

【セーフティネット保証制度について】

災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。

■対象となる者

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、高松市長の認定を受けた者

- 1号 大型倒産発生により影響を受ける中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)により影響を受ける中小企業者
- 5号 業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者
- 6項 危機連保証(著しい信用の収縮が発生している中小企業者)

※セーフティネット保証の適用を受ける場合は、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項に基づき、高松市の認定を受ける必要があります。申請は高松市産業振興課（☎087-839-2411）で受付しています。

※セーフティネット保証の各種申請書等については、高松市のホームページからダウンロードできます。

各号(項)それぞれ、業種、指定期間等の条件があります。

※3 高松市制度融資では、昨今の金利情勢を踏まえ、令和7年6月1日より融資利率の引上げ(+0.3%)を予定しています。

【利子補給】

対象融資：緊急経営安定対策特別融資
 補 給 率：年0.8%（3年間に限る）
 対 象 者：
 ①償還計画において定められた各月の償還をその期限までにした者
 ②本市市税の納期限到来分を完納している者

【保証料補給】

対象融資：事業資金・緊急経営安定対策特別融資
 補 給 率：支払った保証料額全額相当分
 (融資金額500万円分を限度額として、完済した翌年度に補給する)

対 象 者：
 ①当該融資金を融資期間内に完済した者
 ②本市市税の納期限到来分を完納している者

※4 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合

- ・本制度により上乗せした保証料部分は、補給対象外となります。
- ・保証料率及び保証人については、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとします。

毎年、7月以降に高松市から各事業者宛てに補給金交付申請の案内を送付しますので、記載されている期限までに申し込んでください。